

<資料>

アメリカ施政下沖縄への日本政府関与拡大に関する基本資料(2)

——島ぐるみ闘争と那覇日本政府南方連絡事務所文書——

浅野豊美
平良好利

解説

前号に続いて今回紹介する資料は、「軍用地問題の内面的考察」(以下「内面的考察」と略記する)と題する文書の(4)と(7)である。同文書の(5)と(6)については、今回外務省から開示された資料群の中には含まれていなかった。この欠如した2つの文書はおそらく1956年8月から9月上旬にかけて作成されたものと推測できるが、現在外務省に対して資料の公開を求めているところである。

すでに前号において全体的な解説は行なっているので、今回収録した資料について必要な分だけ、ごく簡単に解説を加えることとしたい。

「内面的考察」(4)は、沖縄の政治指導者達(五者協議会)が「日・米・琉現地三者会談」の開催をレムニッツァー民政長官に要請した直後に、那覇の南方連絡事務所長から東京の南方連絡事務局長に対して送付された文書(1956年7月30日付)である。同文書は、日本政府がこの三者会談の実現可能性を検討する際の参考資料に供する目的で書かれた報告書であった。

注目すべき点は、沖縄の政治指導者個々人が軍用地問題に対してどのような見解を実際に持っていたのかを、同文書が初めて明らかにしている点である。南方連絡事務所長は日本政府に彼等の意向を伝えるため、みずから比嘉行政主席、与儀立法院議長、吉元市町村長会会长、伊礼市町村議會議長会会长、そして桑江土地連会長に会い、彼等の意向を内密に聴取している。それによると、これら沖縄の政治指導者達は、表面では軍用地四原則を強く打ち出しているながらも、その裏面においては「いずれも何らかの妥協線」を模索していた。同文書をみると、まだこの段階では統一された妥協案は用意されていなかったようである。しかし、それでも各人が共通して有していた見解としては、一括払いによって軍用地の「無期限地役権」なるものをアメリカ政府が獲得することに反対していた点と、なるべく既存軍用地を米軍にうまく活用させることによって新規接収面積を実際上減らしていくことを考えていた点が指摘できる。後者の点に関していえば、沖縄の政治指導者達は、米軍による軍用地の新規接収を完全に阻止することが実際には困難であることを自覚していたのであった。

更に、同文書が明らかにした今まで知られてこなかった事実としては、アメリカとの全面対決にまで行き着いたことで身動きのとれなくなった状況下で比嘉行政主席を除いた他の政治指導者達が、日本政府を米琉間に介入させることによってその状況を開拓したいと切望していた点が指摘できる。南

方連絡事務所長の内密の打診に対して立法院議長の与儀達敏は、「問題解決の途はも早我々の手では力に余るところへ来ている。専ら日本政府の力に依って局面を展開し、妥協線をとりまとめて貰う外ない」と述べていた。また、市町村長会会長の吉元栄真は、「妥協の案が五者協議会から持ち出し得ない現状が悩み」として、「第三者による解決案でない限り四原則を逸脱した解決案では住民は承服しない」と観測していた。これらの事実は、沖縄の政治指導者達の置かれていた状況をよく表している。

「内面的考察」の(7)は、米軍の「弾圧政策」の実施（オフ・リミッツや琉球大学への援助打ち切りなど）によって沖縄側の闘争エネルギーが次第に削がれていき、しかもその後比嘉行政主席に伝達されたレムニッツァー書簡によって「日・米・琉三者現地会談」の実現可能性がなくなった状況下で、那覇の南方連絡事務所長から東京の南方連絡事務局長に対して送付された文書（1956年9月12日付）である。島ぐるみ闘争が盛り上がりをみせていた7月上旬頃、同所長が軍用地問題解決のための妥協案を積極的に日本政府に進言していたことについては前号で解説した通りであるが、それに加えてこの「内面的考察」の(7)で示されている同所長の行動は、沖縄の政治指導者達と日本政府との間をとりもつた彼の役割を考える上で極めて注目に値するものといえる。

レムニッツァー書簡が出された後の沖縄の政治情勢について南方連絡事務所長は、「各階層、各関係者間の足並不一致、反省の名の下に団結の弛緩化、行政府並に親米層（財界有力者）の軟論台頭、民政府決定に無条件服従等の危惧すべき底流が暗動しつつある」と分析している。とりわけ同所長は、立法院内部で与野党の足並みが揃わず、しかも与民主党内部においても足並みの乱れが生じていた政治情勢を注視すると同時に憂慮していた。

南方連絡事務所長がこうした状況を憂慮した理由は、政治指導者の足並みが乱れば「全住民運動並に一般世論」の「適従する処」が失われる結果となり、そうした状況下でもしアメリカ側から「住民の期待に反した」具体案が提示された場合、沖縄側に「大きな混乱」が引き起こされる可能性を読み取ったからであった。そのため同所長はみずから積極的に「与野党首脳及び土地連会長」に接触し、次のような極めて注目すべき進言を行なったのである。すなわち、「(一)、米側より最悪の具体案が提示された場合も混乱を起すことなく、且つネバリ強い折衝体勢を維持するよう心掛くべきこと、(二)、現地側としての最小絶対限の要求を基線とした実現可能の具体案を至急超党派的に内密に用意すべきこと、(三)、日本政府に右具体案につき現地側の意思を連絡すべきこと」、以上の3つを進言したのであった。つまり、これまで強固であった結束が崩れ、しかも統一した具体案をいまだ用意していなかった沖縄の政治指導者達に対して同所長は、いま一度の結束と具体的妥協案の作成を求めたのであった。言い換えれば、同所長は単に彼等の見解を日本政府に伝達する役割を演じただけでなく、彼等を裏面から積極的にサポートする役割も演じたわけである。

実際、その後沖縄の政治指導者達は、南方連絡事務所長の進言通りに「最小絶対限の要求」事項を打ち立てた上で、9月下旬に日本本土へと渡り、その意向を内密に日本政府に伝達したのであった（平良好利「沖縄軍用地問題」の政策決定過程～1950年代後半を中心に～」法政大学沖縄文化研究所編『沖縄文化研究30』2004年）。彼等が日本政府に伝えた「最小絶対限の要求」事項は、①賃貸借契

約の期限は長期（例えば10年から20年）でもよいが、無期限ではいけない、②支払いは1年ごとか、あるいは2年又は3年ごととすべき、③賃貸料は少なくとも5倍又は6倍に引き上げるべき、④土地の新規接収は絶対的に最小限度なものに制限すべき、というものであった。レムニッツァー書簡の伝達後も沖縄の政治指導者達が希望を捨てずに、日本政府に対し米折衝を要求したその背景には、こうした南方連絡事務所長の裏面からの積極的な働きかけがあったわけである。そして、この日本政府に伝達された彼等の「最小絶対限の要求」事項は、10月17日、重光外相からアリソン駐日大使に対して伝達されるのであった（Tokyo to Secretary of State, October 18, 1956, 794C. 0221/10-1856. 沖縄県公文書館蔵「資料コードU90006107B」）。

なお、冒頭で述べた、現在外務省に対して情報公開を求めている「内面的考察」の(5)と(6)及び今回収録した(7)に続く文書が開示された際には（いずれの文書もあるのかどうか分からぬが）、引き続き本誌を通じて紹介していくこととした。

凡 例

- ・句読点は適宜補い、漢字は必要に応じて現代漢字に改めた。
- ・くり返しを示す「ゝ」は改めて前の文字をつづけて挿入した。
- ・判読不能な箇所は□で表記した。

出 典

文書の送付者、送付年月日、送付形式は以下を参照。

文書	那覇日本政府南方連絡事務所長から総理府南方連絡事務局長へ送付された際の番号及び年月日		総理府南方連絡事務局長から外務省アジア局長へ送付された際の番号及び年月日	
1〔なし〕	那第五〇五号	昭和三十一年七月二十五日	総南連第六二三号	昭和三十一年八月二日
2〔続4〕	那第五一二号	昭和三十一年七月三十日	総南連第六二三号	昭和三十一年八月二日
3〔続7〕	那第六六一号	昭和三十一年九月十二日	総南連第七六六号	昭和三十一年九月十五日

文書1

「軍用地問題現地会議要請」に関する件

二十五日付那第四九八号「軍用地問題、資料送付の件」を以って報告した通り琉球側は五者協議会代表名を以て七月廿日付でレムニッツァー民政長官宛軍用地問題打開の為め日本政府代表をも加えた、日・米・琉現地会議の開催を要請すると同時に、鳩山首相宛にも同会議の実現協力方を要望したが、現地側は右会議要請を以て、軍用地斗争^(ママ)第二段階のトップを切る重要提案と見、これ以外に早期局面的打開の途なしとして、これが成否を重視し、本会議実現の為め日本政府の積極的支援を切望しており又提案が拒否された場合は何等か事態の悪化と本格的反米斗争^(ママ)への転化を予想されるので本局においても「日本政府が斡旋者として右現地会議を希望する旨」外交機関を通じて対米申入れ其他有効な援助措置をとるやう外務省等と打合せ相成りたい。

では現地側は右会議に臨む場合の方針は飽く迄四原則貫徹の線を堅持することとし、如何なる条件、

内容で実際妥結を図るかは専ら来るべき国会調査団の現地調査に基く判断に待つとの表面的態度をとっているが裏面においては各指導者共それぞれ個人的には調整意見を肚裏に藏しているのでこれについては追而調査の上報告する考へであるが、現地側としては民政長官が若し現地会談に応じたとしても、若し日本政府代表の参加を認めないとならばこれを拒否すべしとの意見も有力である。

文書2

軍用地問題の内面的考案（続4）

軍用地問題に関し現地側は四原則死守を表面に強く押し出し、一部異論の露呈に依る世論不統一を極力防止すべく意を配っているが、指導者は内面においてはいづれも何らかの妥協線に依る米側の解決接近を期待している現状であるので、取り敢えず五者代表につき内密にその肚裏を打診した結果を報告する。

勿論それぞれ個人的な見解として内意を求めたものであり、外部情勢の動きその他に依って変化を来たす場合もあるべく、又他に全然見解を異にする有力者もあることと想案するが、日米琉三者現地会議可能性検討への参考迄に取急ぎ極めて大まかな考へ方を取りまとめたものであることを附言する。

比嘉主席の意向

一、基本態度

極力平和的に且つ穩健な抗争態度で主張を通すことに尽力したい。

徒らな刺戦的態度或は挑発行為は米側に弾圧の口実を与えることになる。此の意味ではこれまでの秩序的な静かなる抗争は成功であり、米側要人も「これでは手の下しようもない、又これ程紳士的な態度で事を処理しようとする沖縄人を怒らすようでは米国の恥であり、何とか考えてやらねばなるまい」と漏していた。

ただ最近人民党系の煽動工作がやや顕著で、これを警戒している。若し不祥事件でも起せば折角のこれ迄の苦心も水の泡で、待ってましたと許り米側の圧迫手段を誘発することとなろう。

なほ、米国の世論に訴うべく、ダウンズ博士等の手を通じ英訳の「勧告への反論」の配布その他の手を打ちつつある。

二、妥協線

イ、一括払い

一六・五ヶ年分の地代交付で長期地役権を買上げる、との意味での所謂一括払いは飽く迄反対で、此の線は譲れないが、二十年位（困難ならば三十ヶ年も可）の有期限土地使用契約を結び、期限到来の場合は再契約することとし、その間地代は年払い、又は手続煩すとあらば五年位の一括払いとし、五年目毎の地代評価改訂交渉権を認めるようなやり方ならば充分容認出来よう、一方、一括払い希望者に対しては例外的に長期地役権買上げを認める余地を残して置くことも好いと考える。

ロ、新規接收

基地提供の基本方針から見て、新規接收絶対反対と云うことは實際は貫けない問題であるが、新規一万二千エーカー接收の際、極力既接收地域内へこれをハメ込むこと、既接收地の不使用面積

を解放すること等に依って実際接收面積を減らすと同時に、新規の被接收家族に対しては上質住宅の提供、代替地の造成交付等満足の行く補償方法を講すべきである。

ハ、地料

地料は現に過去水準の三倍の線が出されているが、なお最近の訴願審査では五倍への改訂の実例も出口□ており、現行の五～七倍位の線ならば充分折り合いの可能性ありと見ている。

ニ、損害補償

これは実際運用上の問題であり、妥当な補償が希望されるが、より大事な点はそれよりも速急な補償実行にある、現在は余りに遷延的で此の点で皆困っている。

三、進退問題

新聞や巷間で色々批判され又論難されているが、自分では肚はとうに極めており、打開の途なしと思えば潔良く辞めるが、まだ山場にもかからない途中で無暗に投げ出すということは適當でもないし、又先方にケンカを売ることとなり、徒らに先方を硬化せしめる。

自分としては発表しないが局面打開の為め色々な手を打って来ている。

ただし先方が五者代表に依る、日、米、琉三者現地会談を正面より拒絶するとか、或は故意に解決策の遷延を計るとかの態度を見せた場合は自分としても最後の決意をせねばなるまい。

与儀立法院議長の意向

一、基本態度

全住民組織の結成も略整い、長期抵抗の体勢も出来たので、いよいよ抗争は第二段階に入ったと思ふ。問題解決の途はも早我々の手では力に余るところへ来ている。専ら日本政府の力に依って局面を開き、妥協線をとりまとめて貰う外ない。

それには主席がまつ先に辞めて住民と共同戦列に立ち、ヘンな緩衝地帯と云う米側の操縦手段を絶ち、一切の折衝を日本政府に任すという態度に出ることが大切だと思う。

しかし日本政府を加えた三者現地会談が出来るとせば勿論これに越したことはない。

主席が辞めた場合、軍が別の代役を任命しようとしてもこれに応ずるものは殆んどいまい。従つて副主席がこれを代行するという形が暫く続くこととならう。

日・米の外交折衝の結果、如何なる調停線が出やうとも日本政府の斡旋とあれば現地住民は喜んでこれに服する。

二、妥協線

イ、一括払い

一括払いに依る無期限地役権の買上げは飽く迄反対だ。三年とか五年とかの地代評価改訂期を認めた上での長期土地使用契約ならば何人も反対なく、その場合地料を定期毎に前払いとすることは寧ろ歓迎する。一部に一括払い賛成の声も聞くが、これは時と場合による。

目下はさうした内部思想の不統一を露呈すべき時でない。

ロ、新規接收

一万二千エーカーが必要と云っても、既接收地への振替え、乃至不用既接收地の解放に依って、

充分実際接収面積は削減出来よう。

ハ、地代の適正評価や損失補償の点については米側が或程度緩和した案で出してくれれば左程妥協困難な問題ではない。

三、日本側調査団派遣要望

何れにしても日本国会並びに政府の調査団が来て、よく現地調査をなし又現地側の意見を聞いて呉れることが目下の要望だ。さうすれば自然解決への妥當な案も生れてくるであらうし、我々もそれに備えて充分腹案を用意したい。且つそれに依って現地住民は一つの明るい希望を持たされることとなり、不満のうつ續や、絶望的な反抗抗争への悪化も防止出来るであろう。此の点を米側にもよく説明して貰いたい。

桑江連合会長の意向

一、基本態度

強者と弱者の抗争の場合、長期戦は必ず弱者にとって不利だ。

米側首脳部の報告や意向を情報とするべく努めているが、殆んど漏れていない。しかし、最近「現地の運動がやや鎮静しつつある」との報告を送っている。

米側の冷却期間や引延ばし戦術にかかることは最も禁物だ。その意味で日米琉三者現地会議の開催と、日本調査団の派遣が切望されるが、若しこれが蹴られた場合は深い^(ママ)斗争決意も固めており、末端斗争組織も七月中に略完成する。^(ママ)斗争資金も準備が出来た。国会調査団来島の期に土地を守る会の中央大会をやるべく計画している。

二、妥協線

イ、一括払い

土地の長期使用権は認めざるを得ない。契約で表示してもよい。しかし一度コッキリの地代支払いで無期限地役権の設定や所有権取上げは到底賛成出来ない。

但し米議会で可決された三千五十万弗の予算化は考えてやらねばなるまい。そして現行地代を五～六倍に引上げるとせば右既定費で当初から通算して今後も三年分位の地代が貰える計算となる。そして右三千五十万弗は現状の儘右該当期間の地料として支払を受けることとし、三年後に新たな土地使用契約を結ぶこととしたい。その際は五ヶ年毎位の期間で地料改訂交渉を認めることを要望する。

ロ、新規接収

米軍の用途と所要地区の実況、条件等の説明を求めつつ、接収地域の実際分を合意の上で決めたい。新規接収面積を極力既接収地へハメ込むこと、未使用既接収地を最大限解放することを同時に要求する。

ハ、地料の適正評価を望むが、現行基準の五倍位なら呑めると思う。

ニ、損害補償はもつとよく実際調査の上、住民の満足する額でやって貰うようにしたい。

三、その他

主席退陣は時期を失したが、去る十六日、モア副長官にプライス勧告反論を提出した際、先方

は当方の重大決意表示あるものと見て東京行の飛行機を用意していたが、取止めて了つた。その以前主席は議長、副主席、幹事長には辞表をあづける話しまでしていたが、何時かウヤムヤとなつた。

土地連合会が五者協議会より脱退の意見を出したのは一つはこれへの不信任表明の底意もあつたと同時に連合会が折衝機関の一員に加はつていたのでは充分斗えないから、その外部にあつてこれを押しまくる方が有利との考えもあつた。渡日代表は淵上議員他より、^(ママ)斗争を効果的ならしめるためには主席を早く辞めさせよとの勧告を受けた。

主席の後釜を狙いはないと考える。従つて辞表を出した場合も後任で預りの形となる可能性もあるが、自分としては軍用地問題対策本部長に据える希望であった。

プライス勧告と勧告反論の英訳文等を印刷し、対米宣伝に力を入れようと準備している。しかしあれにしても長期戦は不利であり日本の斡旋による三者会議その他によつて極力早期解決の方途を見出したい。

吉元市町村長会長の意向

一、基本態度

△現段階では米琉の主張は完全に平行線上を走りその交はりについては見通しがつかない。この儘の推移を指導者の一人として如何に見るか。

○徒らに住民を紛糾斗争にかり立てて行くのが能ではない。何とか取り計らはねばならぬ。その方法を企画し料理して行く為に住民組織の実践団体とは別個に五者協議会を存続せしめ渉外折衝に当たらしめることにしている。

△五者協議会で打ち出した日米琉三者会談の要請は問題解決の唯一の方法としての企図であるか。

△これ以外に方法はない。^(ママ)何うしても実現させなければその後の事態には憂慮すべきことが必ず起る。何うしても日本政府が介在しなければ問題は解決しない。

△日本が参加しても解決法策は必ずしも米又は琉側の要求している原則通りとは考えられまい。三者として両者の主張を勘案した所謂妥協案といったものの提案が予想されるが、それは予期していての事か。

○然り、解決案が四原則貫徹をもたらすものであればそれに勝る何物もないが解決の為には或程度の妥協は已むを得ないと思う。

この妥協の案が五者協議会から持ち出し得ない現状が悩みであり日本側の参加を要請する唯一の理由である。

住民の在り方では最早引込みのつかない線にまで問題は押し上げられてしまつてゐる。是に対し米側の沈黙或は渡日団とレムニッツァー長官との話の内容等からして或程度米側が譲歩しては來ないだろうとかと一縷の望みを以てゐる。この譲歩の線を早く引き出すことも日本の力で実現させてもらひ度い。

何れにしても第三者による解決案でない限り四原則を逸脱した解決案では住民は承服しないと見ている。殊に本土政府の場合住民の不満とする点が妥協案にあった場合他の方法（例へば講和条

約発効前の補償の実現等)で住民を納得せしめることもできようと思う。

二、妥協線

△四原則といふものの根本になるのは一括払いと新規接収であるがこれについて概ね許容できると思われる線は?

○軍が臨時に使用する土地については分割払いということが決まっている。米側は恒久的に使用する土地に限っては一括払いとしている。

このような二本建を廃することは可能と思う。軍用地問題が起つてから殊に臨時使用地に対しては分割払いをする等との発表は何物かを香はされているような印象をもつている。それで臨時使用地と同じく三ヶ年以内の分割払いは賛成できると思う。

△新規接収は?

○これは容認できないだろう。面積の縮小は何うしてもぞましいことである。或いは、又演習用だけの問題であれば住民が立ち入る場合の危険防止の具体的な方法も望ましいし、新規接収に伴つて手厚い補償が欲しい。この際本土に於ける校舎復旧基金が援護となって米側がこれを促進した事例を参考にしたいと思う。日本で見舞金の如きものが支出できれば米側の手厚い補償も期待できると思っている。

△近頃問題が軍用地以外の方面に漸次拡大されつつあるが何う思うか。例へば講和条約の再検討、行政権の復帰等。

○この際四原則貫徹のみに極端に限定してもらひ度い。自民党の沖縄問題委員会でも土地問題以外にもふれているが之は賛成できなく、当面の問題がボヤかされるのみでなく各種の困難度が派生してきて結局は土地問題の解決が複雑多岐となる。

伊礼市長村議会議長会長の意向(吉元氏と同談)

文書3

軍用地問題の内面的考察(続7)——現地折衝への前景——

一、民政府側の態度

中部地区オフ・リミツツ(八月八日)、琉大学生への処分要求(八月九日)、民主党に対する土地協解散示唆(八月十二日)等で琉球側の軍用地斗争態度が腰くだけとなつた機に乗じてモア副長官から所謂「現地折衝——日本政府介入拒否」を表示したレムニッツアー書翰が比嘉主席に伝達された後現地情勢は急角度に転回した。

レムニッツアー書翰(八月十六日付)の要点は「(米側の)研究の結果、具体的建設的な計画及び政策が展開されたら、これを主席並に琉球政府関係職員と協議する予定である。……此の問題は(日本政府を参加せしめず)琉球政府の適当な援助を得て米民政府と当該地主達との間で直接且つ適正に解決すべき事柄である」と云うにある。

これに関し比嘉主席は十七日緊急局長会議を開き「軍用地問題は新なる転換機に達した觀を深くする」と談話を発表、今後の折衝点を

- 一、現地における折衝を極力推進するよう努める。
- 二、米側が目下検討中の具体的な計画及び政策に対応する為め建設的な意見を準備すべきである。
- 三、折衝は相互の理解と信頼に基き終始協調的態度を以って軍用地地主及び全住民の利益増進の為めに問題の終局的解決を目標とする。

等の三点に據る方針を声明、言外に日琉米三者会談の放棄、行政府（直接には主席自身）の主導に依る折衝を仄めかした。

次いで八月三十日モーア副長官は比嘉主席、立法院議長、市町村会長等十氏を召集、会談を行い、レムニツツアー書翰を敷えんして、

- 一、右書翰は五者協議会の要求書（三者会談の要請）に対する回答を意味する。
- 二、併し書翰は比嘉主席宛となっている点注意を要する。
- 三、土地問題に関しては正式に選抜又は任命された琉球政府（これには立法院も含むと後に通知された）及び市町村の代表職員を通じて民政府が関係地主とのみ協議する。
- 四、他の団体との協議は行われない。
- 五、多くの地主から一括払いの要望が来ている。

等の諸点を説示したが（三十日新聞課発表に拠る）

右レムニツツアー書翰通達経緯に関し比嘉主席は小官に対し「自分はモーア、バージャーに対し、米側が民の要望に何等の反応を示さないのは困る。此の儘では益々民衆の感情と動きが悪化する。具体案の討議は別として何か話し合いへの手がかりとなる方針でも表示して貰いたいと進言して来たが、その一つの現われかと思う」と述べたが、更に、次の機会に小官から、現地折衝は急速に行われるか、その場合米側は各個具体案を内示して討議する見通しが如何と質問したのに対し、彼は「具体案の作成は米予算の算定とも絡むので、恐らくかなりの時間がかかる。それまでは民政府側としては時々現地側の意見を聴取する。或は問題点に就き斯う云う案が出た場合どうか、斯う云う点の利害はどうか、と云った予備的な談合を持つ程度の時間継ぎの態度で進むのではなかろうか」と答えている。

以上のレムニツツアー書翰並にモーア会談を転機として現地情勢は急角度に「現地折衝」へ転回しつつあるが、併し乍ら此の「現地折衝」の語の意味には民政府側と、現地側との間に大きなギャップが存している。

既ち琉球側一般としては

- (イ)現地側住民世論を代表する一般代表（勿論行政府を含むにしても）と米側と対等の立場において。
 - (ロ)基本的、従って原則的問題を討議、決定する。
- 著しく高度の政治的折衝の如く受取っているのに対し、米側の態度は
- (イ)基本的、原則的問題は米側の決定するところである。
 - (ロ)具体的計画、政策が決定されたら琉球政府とは（実施方を）協議する。

(イ)折衝とは米民政府の決定、指令に基く地主との直接契約上の折衝を意味する。その場合、市町村長は地主の代表者と認める。

と云うにあり、要するに、契約実施上の事務的折衝をのみ意味しているに過ぎない。

従ってここに所謂「現地折衝」が発現した場合に大きな違算、阻ご、失望を生ずる間隙が存している。

去る八月三十日のモーア副長官と十氏との会談もその意味では決して現地側の解する如く「予備折衝であり、今後も同様の折衝が続けられて行くもの」とは考え得られない。

二、現地側の体勢

レムニッツアー書翰を契機として現地側の対軍用地問題体勢は

○日米琉の三者折衝から、直接折衝へ

○^(ママ) 斗争から話し合いへ

○観念論から具体案検討へ

○四原則の内容、限界点の設定へ

と急転回しているが、これは着実な解決策への当然のコースとして歓迎さるべき反面には各階層、各関係者間の足並不一致、反省の名の下に団結の弛緩化、行政府並に親米層（財界有力者）の軟論台頭、民政府決定に無条件服従等の危惧すべき底流が暗動しつつあることも注目せねばならない。

(イ) 行政府の責極化

レムニッツアー書翰と同時に比嘉主席は早くも日本政府介入方針を棄て「現地における折衝を極力推進する」との態度に切替えると共に、従来主張していた所謂「緩衝地帯」たる立場も逸却して行政府が主体となり米側と折衝しようとの体制と準備を進めるに至った。その現われの第一は「土地協の解散要求」である。土地協は職域別二十団体（各政党も含む）より成り、市町村別の土地を守る会と並んで所謂住民組織の二大支柱をなしている訳であるが、軍の意向内示を受けて行政府、民主党がその解散を要求し、容れなければ民主党はこれより脱退すると申入れた訳で、その狙では強硬な民間団体を排除して、住民組織を比較的操縦し易い市町村長中心の土地を守る協議会に一本化しようとした点にある。しかしこれは土地協側の強硬な反対で目下行悩みとなっている。

第二は主席の諮問機関設置案と行政府内に政務審議会を設置する案である。前者は各界代表を顧問又は委員に依嘱して現地折衝の際の世論統一又は意見聴取に備えようとするものであるが、未だ具体化しない。後者は米解決案の提示に備えて資料を整備し、種々の□□□□策を考究すると共に、軍用地問題解決後の諸政策の進め方を幅広い角度から全体的に立案しようとの含みで既にその間部門別構成案も内定、神村副主席を会長に予定している。

第三は行政府側の現地折衝案の作成である。但しこれは関係資料の整備と、各種の想定問題点への対案検討の段階に止まり、主席の内話に依れば、「折衝具体案」なるものの作成には至っていない実情のようである。

しかし叙上の如き行政府側の体勢進行については、主席は与党はもとより所謂五者協議会其他とも殆んど立入った連絡は行っておらず、又主席の本問題の取り扱いについては一挙手、一投足に至る迄民政府側の拘制^(マダ)を受けている模様である。

例えば立法院が六日主席の軍用地問題経緯説明の為めの出席要求をなしたのに対し、主席がこれを拒否したが、これは民政府の諒解を得られなかつた為めと云われる。

斯る点から行政府の独走が云為され、与党は勿論各方面から強い非難がなされている。

(ロ) 立法院の動向

立法院は民政府から「行政府の一環として現地折衝には代表参加を認められる」との内示を受けてから、独自の立場でこれに臨む体勢固めの方向に動き一方民主党では政府、与党懇談会を開き行政府、民主党間の従来の背離傾向を是正すべく試みる、一方では社大党の提案に基き七日各派懇談会を開き現地折衝の基本方針として、(一)超党派で四原則を推進する、(二)その為めの問題処理の対策については民主党が案を提示して各派の意見を調整し立法院としての意見を決定するとの二項目を決定した。

しかし野党社大党と与党民主党との間にはかなり構想の相違がある上に、与党民主党も一方では強い世論のケン制があり、他方では一部比嘉主席（総裁）に追従する分子もある反面、一部は党的の独自性を強く主張し、反主席的態度をとる分子も少くない上に、比嘉主席並に行政府からは何等緊密な連絡も協働も行われないと云う悩みがある為め、内部統一がとれず、従って超党派的具体案の決定と云っても殆んど困難なのではないかと観測される。

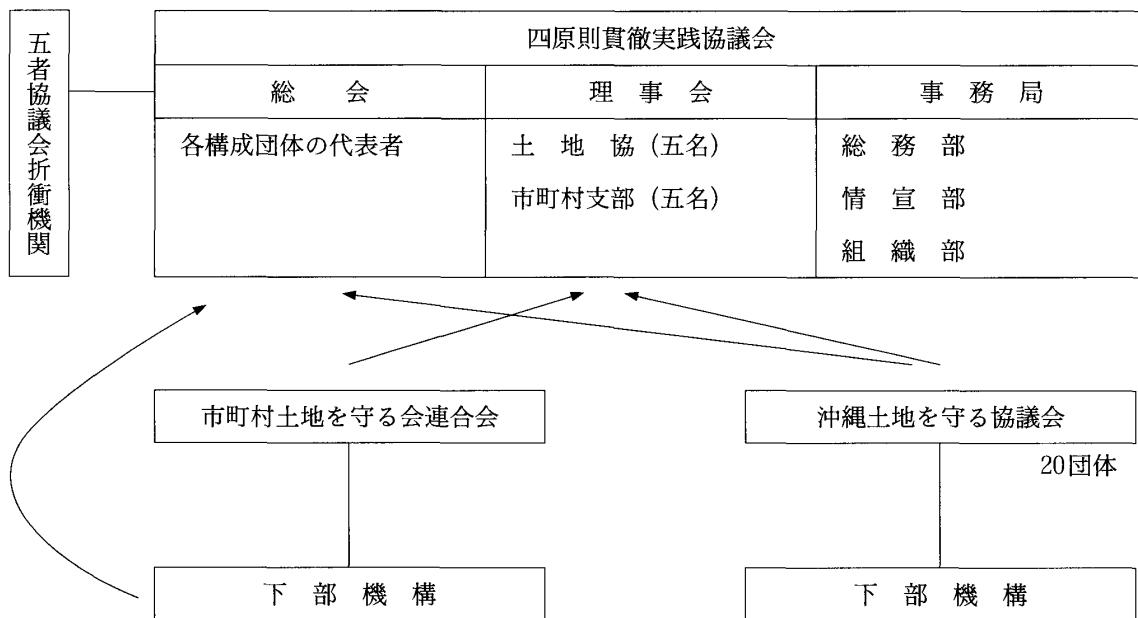
若し立法院が足並揃わず、民主党も腰くだけとなれば全住民運動並に一般世論も適従する処を失うこととなり、万一米側具体案が住民の期待に反した場合大きな混乱を誘致することとなろう。此の見地から小官より極内密に与野党首脳及び土地連会長に懇談を求め、(一)、米側より最悪的具体案が提示された場合も混乱を起すことなく、且つネバリ強い折衝体勢を維持するよう心掛くべきこと、(二)、現地側としての最小絶対限の要求を基線とした実現可能的具体案を至急超党派的に内密に用意すべきこと、(三)、日本政府に右具体案につき現地側の意思を連絡すべきこと、を要望して置いたが、関係者も極秘裡にその方向に沿い打合せ行いつつある現状である。

(ハ) 全琉住民組織の行方

プライス勧告発表と同時に主席の協力要請に応えて、先づ四者協議会——後五者協議会——が華々しく活動しこれに対応すべき長期抵抗住民組織結成の世論が高まり、先づ職域別二十団体に依る「土地を守る協議会」（土地協）が七月十八日結成されて全県民大会の開催その他華々しい活動を演ずると共に、他方は各市町村毎に地域団体として「市町村土地を守る会」が市町村長会、同議長会を中心に続々結成され、次いで此の二系統組織を統合した「四原則貫徹実践協議会が所謂全住民組織」として八月十日頃を期し発足する予定であった。

当時の構想は次表の如きものであった。

住民組織機構図



然るに此の頃より コザ、オフリミッツ問題その他の諸問題が発生し、運動の勢が挫折し、各団体の足並が乱れ出すに次いではレムニッツァー書翰発表直後軍の内部工作より民主党の土地協解散要求となり、これに対して土地協が解散反対を唱える等の情勢に至って、全住民組織は完全な行惱み状態となった。

従って当初纏まった組織規約案も再検討を余儀なくされ、其後も市町村長、同議長会、土地協の三者間で新組織案の話し合いが行われているが、主たる問題点は如何なる形で土地協を参加せしめるかにあり、八月二十七日に行われた三者会合では当初規約案第二条で「此の会は市町村土地を守る会と土地協で組織する」とあったのを「市町村土地を守る会及び本会の主旨に賛同する各種団体」と改め、又第十六条理事会の構成の項では市町村団体と各種団体より夫々若干名の代表を出すこととなっていたのを土地協は一団体の資格で総会及び理事会にも一名だけの代表を認めるとの改正案で協議がもつれ、未だ正式規約案も、組織結成の日取りもメドのつかない状態である。さればと云って最初土地協脱退を声明した民主党もまだ成行きを見送っている。

(二) 一般世論

当初四原則貫徹、プライス勧告絶対反対、無抵抗の抵抗を掲げて燃え上った熾烈な世論はこのところ全く沈潜、処々に、又時々バラバラの叫び声は上げられるものの表面から見れば世論は弾圧の前に蓋を閉ぢた感があり、新聞も又自由な記事と所説を展開していない。一流紙沖縄タイムスは資金五百万円を琉銀より融資を受けて新社屋を建設する計画のところ、琉銀より拒否された。最強硬論を掲げた沖縄新聞にはバージャー付の某大尉が連日の如く押しかけて編集干渉を行った。世論の基本動向は未だ変わっていないが、これを構成すべき階層別、団体別に分析してみるとニュアンスにはかなりの相異を観取しなければならない。

(イ)、地主、農民層——軍用土地連——

直接利害者たるだけに最も強硬であり一括払反対、新規接収反対を強く押し出し、又日本早期復帰要望も熾烈で、日本政府の斡旋を熱烈に希望している。

尤も那覇市その他資産階級化した地主は反対で、一括払いを望み、現地交渉に賛成、新規接収にも大した関心を有っていない。当間市長の発言は斯うした背景を基礎としている。

(ロ)、知識階級——教職員会——

沖縄においては教職員（新旧）階層が特異の社会的地位と勢力を占め、これが世論指導の一中心となっているが、此の教職員階層に依って代表される知識階級並に下級官吏層は理念的に本来熱心な早期日本復帰派、離米派であり、軍用地問題に就ても強く四原則貫徹と日本政府の支援を主張している。その為め教職員会は本土の日教組に当るものとして米側に白眼視され陽に陰に各種の迫害を受けているがその強硬態度は変らず、土地協内でも有力なバック・ボーンをなしている。

(ハ)、財界——商工会議所——

財界とは云っても沖縄のそれは琉銀、琉石、沖食、国場組、琉海、琉球生命その他一握の有力銀行、会社に依って支配され、その以下は直ちにコザ、那覇市等の小商工業者層となるが、此の階層は本来前記二者と対蹠的な親米派、本土復帰慎重論者或は琉球独自論者であり、軍用地問題に関しても肚ではプライス勧告そのものを是認又は推奨している。^(ママ)当初はこれ等少数指導者は世論の前に鳴りを潜めていたが漸次発言力を強め、これが住民組織や与論を弱める一大要素となっている。

しかもこれ等財界代表者は軍、民政府に直接、深く喰い入っていると同時に行政府、民主党等をも内面より動かす実力を有している。

又軍及び民政府が情報をとり又意見を聴くのも殆んどこれ等関係者からのみであり、四原則貫徹派や公平な新聞関係者の意見さえも聴取しようとしている。

又総領事や民政府がワシントンに対して米原案で解決可能との楽観的報告を送っているとせばこれが原因であり、多分に一般世論、住民要望の打診を誤っていると思われる。

(ニ)、政党——市町村長——

民主党が上は米側から、下は財界筋から攻勢を受けて急速に軟化し、現地折衝、四原則緩和——米原案対応の線へ後退していることは事実であるが、与儀議長始め内部には此の党内の趨勢に飽たらざるもの相当あり、^(ママ)先づは新里幹事長脱党、現には北部出身三議員の北友クラブ結成があり、相当内部動搖を来しつつある。しかし党幹部には各市町村長が地方総務として一勢力をなしており、これには米依存、主席隨従の機会主義者が多いので、民主党の大勢としては軍、主席が米原案強行の態度を強く打出せば結局これに従う可能性がある。

野党（社大党、人民党）は本来早期復帰、反米論であり、四原則貫徹の初主張を緩めず現地折衝に対しては強く警戒的で、今尚日本政府の後援を切望している。

但し人民党は別として社大党は米案が或基本点で四原則に近づけば勿論妥協も必要なりと考え

ている。

尤も安里委員長の如きは契約が米国の地役権を合法化する如きものであれば有期限のものでも無期限のものでも反対だと主張を持っている。

市町村長は大体においては情勢順応論者であり、一部は積極的に主席及び行政府の米案服従態度を支援している。

尤も米原案が当初案を固執すれば或数の町村長は辞任しても反対を表明するものが出て来るであろう。

三、譲歩限界線への各方面の内意

プライス勧告に基く米側の現地解決案の骨子は従来もその片鱗が断片的に新聞情報として報道されているが最近東京情報として、

- (一) フィー・タイトルは止め、長期地役権設定契約を地主と結ぶ。
- (二) 地料支払いは地主の希望に依り一括払い又は分割払いとし、投資に依る支払も考慮する。地主が契約に応じない場合は強制収容する。^(ママ)
- (三) 短期使用土地に就いては毎年契約毎年払とする。
- (四) 新規接収問題は後廻しとする。
との報導が新聞にも掲載され、これに対して各方面、各団体共表面は四原則と相容れず、右の線では絶対呑めないとの態度を示している。
(右記事は八月二十七日及び九月二日付琉球新報に報導されたが、ソースは明かにしない。)

- (イ) 比嘉主席
 - (一) 無期限長期地役権の設定では到底住民に呑ます自信はない。期限二十年位ならば期限到来の際契約を更新するとの条件で受諾の用意はある。又此の二十年借地権契約案は軍が当初契約書を作成した時に記入されたところであり、可能性もあると思う。三十年では呑めない。
 - (二) 二十年毎の改訂ならば希望に応じて地料を分割払い又は一括払いとして良い。その場合でも支払合計額が十六・五ヶ年分を下ることは不可である。
投資に依る支払案は実は嘗て自分も提案したことがあり、その実行方策に関しては目下各種案を検討している。
 - (三) 地料は当初案九倍としているが六倍迄は呑み得る。三倍分は自家労力費を割引くと云う意味で削減の理由が立つ。
 - (四) 新規接収に就ては絶対最小限のものは提供する意図であるが、重点は充分な補償を先に与えると云うことであり、その実例が示され、住民が満足して提供する気分へ導くことさえ出来ればそれ程ひどい反対はなくなると考えている。現地折衝へ望む行政府具体案はまだ資料整備の程度であるが、纏まった案が出来れば連絡する。(小官に対しては右の意思表示に止ましたが、その後主席、与儀議長の会談情報に徴するに、主席としては前記新聞情報による米原案が示され場合も一応反対して尚容れられなければ受諾も止むを得ないとの肚構えと推測される。)

(ロ)、与儀立法院議長

(一)、長期地役権設定契約は有期限を絶対条件とし、二十年毎の更新は最後の線として考えているが、出来れば十年位が主張したい。二十年の場合は五年位毎に地料改定の交渉を認めることを要求する。

(二)、右の前提条件ならば希望に依り一括払い又は分割払いとすることは差支えないが、支払総額が二十年間合計十六・五年分以下では譲れない。投資に依る支払いは内容に依っては同調する。

(三)、新規接収は最小限に止めると共に何より、充分な補償が行われることを前提条件とする。

なお立法院としても現地側解決案を内々協議中であるが、行政府の連絡がない為め諸事遣り悪くまだ作案に至っていない。

(ハ)、桑江軍用土地連会長

(一)、長期地役権契約は最長二十年の有期限とし、三十年は絶対受諾出来ない。

(二)、二十年更新の場合も少く共五年毎に地代改訂の条項を容れるか、然もなければ立退地主が使用する代替地の地料が著しく変動することを防止する保護政策を他方で採用することを条件とする。

(三)、右条件ならば一括払い、分割払いの点はそれ程固執しない。

(四)、地料は現行の六倍を低線とするが、最悪の場合は五倍までは呑む。

(五)、新規接収は完全補償の条件の下で具体的地域につき個々に折衝解決を要求する。

(六)、短期使用地の毎年契約、毎年払いは結構である。

なお土地連としては軍が「自称地主団体」と誹謗しているのに鑑み目下全地主より委任状を取集めつつある。

(ニ)、屋良土地協会長

(一)、土地協としては従来四原則貫徹の線一本槍で進んできただけに、ここで譲歩線を打出すことは考えていない。

(二)、三年乃至五年毎の分割払い、使用権を認める、と云う線ならば受諾に問題ないが、仮令二十年毎にしても長期地役権の設定と云うことは土地協としては応じ難い。

(三)、しかし土地協は要するに地主関係者擁護の後援団体とも云うべきものであり、軍用地連等の地主団体で有期限の長期地役権の設定その他最小限の譲歩案で良いと云うのならば土地協もこれに従うことには異存はない。

(四)、地料、支払方式その他の細いことについては自分としては何等定見を有たない。

(ホ)、吉元市町村長会長

自己の方は世論順応で、最終妥協線についても別段の決定意見はない。

(ヘ)、安里社大党委員長

(一)、一年毎の短期賃貸借契約ならば問題ないが、有期限にしろ、無期限にしろ、又所有権買上げにしろ、現在の米軍の土地使用状態を契約の形で法律的に合法化し、権利化することに根本的に反対である。それは米側の過去の行為を合法化するのみならず此の契約自体を盾にとって將

來に亘って軍用地保有を国際的に正当化し、且つ沖縄の日本復帰を阻止する一つの根拠とされる危険が大だからである。

(二) 地主は既に実際的に土地使用を認め、又米側も支障なくこれを基地としているのだから、単に此の事実を契約形式にし、その代償として損害補償、地料支払を権利として行使すると云う方式だけで米側も何等差支えないではないか。

契約に応じない地主に対しては強制収用すると云うが現に強制収用しているのに更に強制収用と云うのは何のことか意味が分らない。

(三) 新規接収は原則として認めるが、最小限に止め、出来れば零になることを期待している。

(四) 長期地役権契約の設定と云うことであれば自分としては日本政府介入もお断りしたい。

なお右は安里委員長の個人的意見強く、社大党としては必ずしも実際妥協線に反対ではなく、一括払いと無期限地役権設定の線が何等四原則に近づく線で緩和された案ならば妥協に応じ得るとの空気と観測している。